

# 東京労保連マルチインフォメーション No.517

発行日：平成29年8月31日

## 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の 改正に伴う障害者雇用率の引上げ等について

### 東京労働局長から周知依頼

障害者の雇用の促進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨今の障害者雇用につきましては、各企業をはじめとする障害者を取り巻く関係者の御尽力により、年々障害者の雇用数が増加するなど一層推進しております。

今般、このような障害者の雇用に関する状況等の変化に鑑み、民間企業の障害者雇用率を2.3%とすることなどを内容とする障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号。以下「政令」という。）等の改正を行いました。改正後の政令等は、平成30年4月1日から施行することとしております。

つきましては、貴団体におかれましては、今般の政令等の改正に伴う障害者雇用率引上げ等について、下記の内容を御承知いただくとともに、貴団体の機関紙等に当該内容を掲載いただくなど、傘下会員事業主の皆様に対する当該内容の周知について、特段の御配慮と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

- (1) 障害者雇用率を現行2.0%から2.3%とすること。
- (2) 経過措置として、当分の間2.2%にすること。この経過措置については、施行の日から起算して3年を経過する日より前に廃止すること。
- (3) 障害者の雇用状況の報告義務の対象となる民間企業の範囲を、その雇用する労働者の数が常時50人以上から43.5人以上の民間企業とすること。
- (4) (1)から(3)は、平成30年4月1日から施行するものとする。

なお、これに伴い、東京労働局では、リーフレット（メール配信のみ添付）を東京労働局ホームページへ掲載するほか、各ハローワーク窓口での配付などにより周知を図ることとしております。

（リーフレットのたまかな大見出し）

平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります

事業主区分	法定雇用率（現行）	法定雇用率（平成30年4月1日以降）
民間企業	2.0%	2.2%
国、地方公共団体等	2.3%	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%

留意点① 対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

●従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

留意点② 平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

●平成30年4月から3年を経過する日より前に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引き上げになります。）

※2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。

Q&Aなど